

ダイジェスト版

京丹後市
次世代育成支援対策行動計画
(後期計画)

中間案

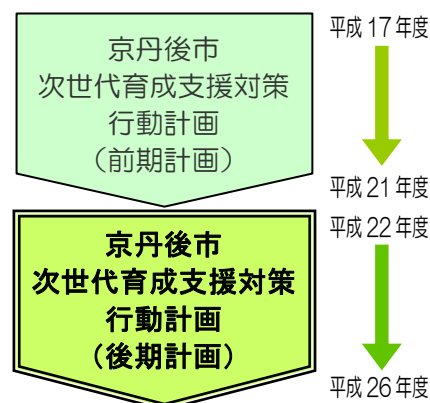
平成21年10月

京丹後市

計画策定の背景および趣旨

本市では、平成17年3月に「京丹後市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」を策定し、子どもの健やかな成長と子育てを支援するための施策を推進してきました。

この前期計画は、平成21年度で計画期間が満了するため、社会情勢等の変化はもとより、子どもと子育て家庭を取り巻く現状・意識や前期計画の進捗状況等を十分踏まえ、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進することを目的として、「京丹後市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定します。



京丹後市の状況

◆統計データから見た京丹後市の状況

- ◎人口の動向：総人口は減少し、緩やかな少子化、急激な高齢化が進行しています。
- ◎少子化の動向：女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は府や全国平均を大きく上回っていますが、少子化の要因といわれる晩婚化や未婚化が進行しています。
- ◎世帯の動向：核家族化が進行しているものの、依然として多世代世帯が多くなっています。
- ◎女性の就労状況：結婚・出産を機に、就業状態は変わるものの、離職する人は少ないです。

◆アンケートから見た子育て家庭の意識と動向

- ◎子育てに関する不安感や負担感を持つ人が増加しています。
- ◎医療体制の整備・充実や経済的負担の軽減を求める声が多くなっています。
- ◎地域に対しては、子どもとの活発なコミュニケーションや子どもの安全確保の取り組み、自然体験等の展開が求められています。
- ◎一時預かり保育や延長保育など様々な保育サービスなどへの顕在的、潜在的なニーズがあります。
- ◎職場の環境が整備されていたら就労を継続していたとする人が多くなっています。

基本理念

後期計画では、前期計画において設定した基本理念を継承し、引き続き、地域の将来を担っていく子どもたちの幸せを第一に考えるとともに、子どもも地域を支えているひとりの人間として尊重される社会の実現をめざします。

地域にみんなの笑顔と笑い声があふれる明るい子育てのまち

基本方向

I. 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

家庭の大切さや子どもを生み・育てることの意義に関する教育・啓発を進めるとともに、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う若い世代が、それらの希望を本市で実現できる環境づくりに総合的に取り組み、子どもたちの笑顔が絶えないまちづくりを進めます。

II. 親子が明るく楽しく暮らせるまちづくり

地域における各種相談・訪問、支援体制の充実を図るとともに、多様で柔軟な支援や積極的な情報提供を進めます。また、地域において、親子や子育て世代、地域住民が交流できる場や機会づくりを進めます。

さらに、就労形態の多様化による様々なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、子育てと仕事の調和が実現できる環境づくりを進めます。

III. 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり

子どもが自ら考え、判断する力や豊かな人間性、健康と体力などを備えた、調和のとれた人間として健やかに成長するために、子どもに関わる関係機関・団体等と家庭及び地域が連携し、本市の自然・文化などの地域特性を最大限に活かした環境づくりを進めます。

また、母子への保健福祉サービスや医療体制のさらなる充実を図り、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

IV. みんなで育んでいくやさしい子育てのまちづくり

学校、地域等様々な場や機会をとおして、人権に関する教育や啓発活動を推進するとともに、児童虐待やいじめなど人権侵害の予防、相談、保護などの支援体制を強化します。

また、安全に安心して子育てができるように、子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備と事故の防止対策に取り組んでいきます。

さらに、地域で子どもの安全を確保するために、家庭や地域、学校、関係機関・団体等との連携を強化し、犯罪を防止する取り組みを行うなど、子どもの人権が尊重される安心、安全なまちづくりを進めます。

施策目標

1 子どもが生まれ育つ環境の整備・充実

次代を担う若い世代が、この地で住み、子どもを生み・育てたいと思えるような環境の整備や充実を図るため、幅広い分野で総合的な取り組みを進めます。

また、若い世代の家庭観や子育て観についての意識づくりを図るとともに、男女がお互いに尊重され、ともに子育てや家事に参画することができる環境づくりを進めます。

さらに、妊娠・出産・子育て等の各ステージでの子育て家庭等の実態を踏まえた経済的負担の軽減に努めます。

2 子どもが心豊かに成長できる環境の整備・充実

子どもが自主性や社会性を身につけながら成長できる環境の整備や充実を図るため、地域で遊びやスポーツ、文化活動、地域活動、自然を活かした活動などをおして仲間づくりができる交流の場づくりを進めます。

また、子ども同士だけでなく、幅広い世代の地域の人々との交流の場づくりや、地域の人々が子育てに積極的に関与することができる機会・環境づくりを進めます。

3 子どもの心身の健やかな成長支援

次代の担い手である子どもが心豊かに生きる力を伸ばしていくために、学校での教育環境や教育内容の充実、家庭と地域の教育力の向上など、子どもたちの健やかな成長に向けた取り組みを図っていきます。

また、妊娠、出産から乳幼児期の母子の健康支援や医療体制の充実をおして、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを積極的に進めるとともに、障害児の療育体制等の充実を図ります。

さらに、食育の推進や思春期における学校保健の充実などに取り組むことにより、子どもの心身の健康づくりを進めます。

4 子育ての相談・支援体制の整備・充実

増加する子育てへの負担感、不安感の解消を目指して、身近な相談や緊急性・専門性の高い相談などあらゆる相談に対応できるよう、体制の整備・充実、相談窓口等の周知啓発を図ります。

また、地域における子育て力を活用し、交流の場づくりを進めるとともに、子育て支援事業の整備充実と適切な情報提供、関係機関等による子育て支援ネットワークの充実を図ります。

ひとり親家庭に対しては、安心して子育てをしながら就労できるよう、経済的支援や制度的支援の充実とともに、その周知啓発を図ります。

5 子育てと仕事の調和の実現

子育てと仕事の調和の実現に向けて、地域の企業や関係機関・団体等との連携・協力のもと、地域の実情や特性などを踏まえ、地域に根ざしたワークライフバランスのあり方を模索するとともに、具体的な取り組みを進めます。

併せて、延長保育、一時預かり保育、休日保育、病後時保育、放課後児童クラブなどの保育サービスの充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

6 子どもの心身の保護

外からは見えにくい児童虐待やいじめ等の増加、深刻化が子どもの心身の発達に多大な影響を及ぼしていることから、このような問題の早期発見、早期解決、解消をめざします。

また、保育所や幼稚園、学校、地域、家庭などあらゆる場を通じ、人権教育・啓発を推進することで、地域社会全体で子どもたちの健やかな心身の成長を促す取り組みを進めます。

7 子どもが安全・安心して生活できる環境づくり

公共施設等のバリアフリー化を図り、子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して利用できる安全な生活環境の整備・充実を図ります。

また、家庭や地域、関係機関・団体等の連携を強化し、犯罪や交通事故等の被害から子どもたちを守る活動を展開することで、子どもが安全・安心に生活できる地域づくりを進めます。

施策の推進方向

【施策目標1】子どもが生まれ育つ環境の整備・充実

①次代の親づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭の教育力の向上 ■小中高生等の子育てに関する意識づくり ■若者の就業支援
②男女共同参画の子育て環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画社会の実現
③子育て家庭等の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ■生活支援事業の推進 ■医療費補助事業等の推進 ■就学等の支援事業の推進 ■国や京都府の動向を踏まえた経済的支援の検討

【施策目標2】子どもが心豊かに成長できる環境の整備・充実

①交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■異世代交流事業の推進 ■社会教育施設（公民館、図書館など）や公園等の整備 ■学校施設開放の推進
②健やかな身体づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ活動の充実と推進 ■地域での指導者の育成と確保・活用
③文化活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■文化活動に親しむことができる環境づくり ■読書活動の促進
④自然を生かした活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■自然・環境学習の推進 ■自然を活用した体験活動の充実

【施策目標3】子どもの心身の健やかな成長支援

①学校教育環境等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■確かな学力の向上 ■たくましい身体の育成 ■就学前教育の充実 ■豊かな心の育成 ■信頼される学校づくり
②家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭の教育力の向上【再掲】 ■地域の教育力の向上
③障害児等支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■障害児支援の充実 ■障害児の保育の充実 ■療育体制の充実 ■障害児家庭への経済的支援 ■障害児の教育の充実 ■発達障害児支援の充実
④母子の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ■妊婦健康診査の充実 ■訪問、相談事業の推進 ■子育てに関する講座や講習等による情報の普及 ■乳幼児健康診査の充実 ■疾病等の予防と早期発見の促進
⑤母子の医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■小児医療の充実 ■周産期医療の充実
⑥思春期の保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■学校保健の充実
⑦食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭における食育の推進 ■保育所、幼稚園、学校における食育の推進

【施策目標 4】子育てへの相談・支援体制の整備・充実

①子育てに関する相談体制の整備・充実	■訪問、相談事業の推進【再掲】 ■子育てに関する相談体制の充実 ■女性専門の相談事業の推進 ■児童虐待などへの相談事業の推進
②子育て家庭への支援体制の整備・充実	■地域における子育て活動への支援の推進 ■保育サービスの充実 ■保育所施設の開放の推進 ■育児教室、育児学習の活動の充実 ■一時預かり保育・特定保育事業の充実 ■子育て短期支援事業の推進 ■ファミリーサポートセンター事業の推進
③子育てに関する情報提供の推進	■子育てに関する情報提供・情報発信の強化
④地域での子育て支援のネットワークづくり	■地域における子育て支援意識の啓発 ■子育て支援のネットワークづくり
⑤ひとり親家庭等の自立支援	■ひとり親家庭等の自立に向けた取り組みの推進

【施策目標 5】子育てと仕事の調和の実現

①ワークライフバランスの実現のための働き方の見直し	■事業主等の意識啓発 ■子育て等がしやすい雇用・就労環境づくりに取り組む企業への支援 ■地域に根ざしたワークライフバランスの推進 ■再就職の支援
②子育てと仕事の両立のための基盤整備	■延長保育の充実 ■一時預かり保育・特定保育事業の充実【再掲】 ■休日保育・夜間保育の充実 ■病後児保育の推進 ■民間活力を活用した保育サービスの推進 ■放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業の充実

【施策目標 6】子どもの心身の保護

①人権教育の推進	■学校における人権教育の推進 ■地域等における人権教育の推進
②児童虐待防止対策の充実	■児童虐待の発生予防および早期発見・早期対応 ■関係機関等との連携強化
③いじめや不登校への対策の充実	■いじめや不登校等への対策の充実

【施策目標 7】子どもが安心・安全に生活できる環境づくり

①安心して子育てができる生活環境の整備	■道路・公共施設等のバリアフリー化の促進 ■子どもの遊び場の整備・充実
②子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動の推進	■地域における防犯意識の向上 ■地域における防犯活動の推進 ■防犯環境の整備
③子どもたちの交通安全を確保するための活動の推進	■交通安全対策の推進

計画に係る目標値

	前期計画目標値 (平成 21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期計画目標値 (平成 26 年度)
通常保育事業	保育所数 28 か所 定員：1,350 人 低年齢児（3 歳未満） 定員：300 人	保育所数 29 か所 定員：2,510 人 入所児童数：1,642 人 低年齢児（3 歳未満） 入所児童数：275 人	保育所数については、保育所 再編等推進計画にて設定 定員：2,325 人 低年齢児（3 歳未満） 定員：360 人
延長保育事業	延長実施保育所 10 か所 定員：170 人	延長実施保育所 7 か所 定員：34 人	延長実施保育所 10 か所 定員：50 人
夜間保育事業	検討	未実施	保育所の社会福祉法人営 化に併せて検討
トワイライトステイ	1 か所 定員：5 人	未実施	1 か所 定員：5 人
休日保育事業	6 か所 定員：100 人	未実施	6 か所 定員：100 人
放課後児童クラブ事業	6 か所 定員：170 人	10 か所 定員：250 人 利用児童数：303 人	11 か所 定員：330 人
病後児保育事業（派遣型）	検討	未実施	検討
病後児保育事業（施設型）	1 か所 定員：5 人	未実施	1 か所 日数：50 日
ショートステイ	1 か所 定員：30 人	1 か所 利用延人数：303 人 (平成 20 年度)	1 か所 利用延人数：300 人
一時預かり保育事業	6 か所 定員：30 人	5 か所 利用延人数：366 人	7 か所 利用延人数：600 人
特定保育事業	検討	未実施	検討
ファミリーサポート センター事業	1 か所	1 か所 (平成 19 年 12 月開設)	1 か所 会員数の増加
地域子育て支援センター事業	6 か所	6 か所	7 か所
つどいの広場事業	2 か所	未実施	2 か所
乳幼児家庭全戸訪問事業		すべての出生児家庭	すべての出生児家庭
養育支援訪問事業		40 人	該当する全ての児童
心の教室相談員設置事業	相談員：9 人 週 4 回	相談員：10 人 週 4 回	相談員：10 人 週 4 回
介護職員設置事業	介護職員：19 人	介護職員：17 人 週 5 回	介護職員：20 人 週 5 回
教育相談員設置事業	教育相談員：1 人 月 2 回	教育相談員：1 人 月 2 回	教育相談員：1 人 月 2 回
適応指導教室事業	1 か所	未実施	1 か所
異世代交流事業	継続と充実実施	実施	実施
子育て情報誌等	継続と誌面の充実	作成・配布（平成 21 年 6 月）	3 年に 1 度の発行
子育てパンフレット	各健診・事業で配布	継続して配布	各健診・事業で継続配布
子育てネットワークの 構築	ネットワークの構築と 充実	要保護児童対策協議会を 設置（平成 18 年 8 月）し ケース会議等を随時開催	要保護児童対策協議会の 継続 その他の地域におけるネ ットワークの検討